

平成30年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 69 号	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1
議案第 70 号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	3
議案第 71 号	宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	4
議案第 72 号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	5

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第75号	宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	38
		宇治市市税条例の一部を改正する条例	65

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条 略 (職員)	第1条～第9条 略 (職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
(6)～(8) 略	(6)～(8) 略
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が <u>適当</u> と認めたもの	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が <u>適当である</u> と認めたもの <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当であると認めたもの</u>

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
4・5 略 第11条～第21条 略	4・5 略 第11条～第21条 略

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,620円</p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>第5条～第18条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,620円</p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>第5条～第18条 略</p>

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 略 <u>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</u></p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ であり、かつ、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号イ又はエに掲げる者 でない者とする。</p>	<p>第1条・第2条 略 <u>(指定地域密着型サービス事業</u> <u>の申請者の資格)</u></p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号 <u>の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)</u>であり、かつ、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者とする。 <u>(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</u></p> <p>第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人であり、かつ、宇治市暴力団排除条例第2条第4号イ又はエに掲げる者でない者とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>第1条～第10条 略 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第35条第2項、<u>第44条第3項、第45条第2項、第47条</u>、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第138条第2項及び 第139条第2項(これらの規定を第139条の7において準用する場合を含む。)の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>第1条～第10条 略 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第35条第2項、<u>第44条第5項、第45条第2項、第47条第1項及び第4項、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第138条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)並びに第139条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p>		
<p>第12条～第16条 略 (均等割の税率)</p>	<p>第12条～第16条 略 (均等割の税率)</p>		
<p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	略	<p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>		
<p>第18条～第43条の2 略 (特別徴収義務者)</p>	<p>第18条～第43条の2 略 (特別徴収義務者)</p>		

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 43 条の 3 前条第 1 項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第 321 条の 7 の 4 第 2 項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(<u>以下この節において「年金保険者」という。)とする。</u></p> <p>第 43 条の 4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 36 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の 2 分</p>	<p>第 43 条の 3 前条第 1 項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第 321 条の 7 の 4 第 2 項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(<u>次条第 1 項において「年金保険者」という。)とする。</u></p> <p>第 43 条の 4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合には_____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 36 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には_____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の 2 分</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の 1 に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 43 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 43 条の 3 中「前条第 1 項」とあるのは「第 43 条の 5 第 1 項」と、前条第 1 項及び第 2 項</p> <hr/> <p>中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日」とあるのは「からその日の属する年の 9 月 30 日」と読み替えるものとする。</p>	<p>の 1 に相当する額をいう。次条第 2 項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 条 の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 43 条の 3 中「前条第 1 項」とあるのは「第 43 条の 5 第 1 項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同条第 2 項中「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日」とあるのは「からその日の属する年の 9 月 30 日」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 43 条の 6 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 44 条 略</p>	<p>第 43 条の 6 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 44 条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第<u>321条の8第24項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第<u>321条の8第22項</u>に規定する申告書(同条第21項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセン</p>	<p>(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第<u>321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第<u>321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人 又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第<u>321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第<u>321条の8第22項</u>に規定する申告書(同条第21項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。<u>第7項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセン</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ト(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に</p>	<p>ト(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。次条第 3 項及び<u>第 47 条第 2 項</u>において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。次条第 3 項及び<u>第 47 条第 2 項</u>において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。<u>第 47 条第 2 項</u>において同じ。)に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第 47 条第 2 項</u>において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第 47 条第 2 項</u>において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割税額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみ</p>	<p>規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>9 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。次条第 3 項及び<u>第 47 条第 4 項</u>において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。次条第 3 項及び<u>第 47 条第 4 項</u>において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。<u>第 47 条第 4 項</u>において同じ。)に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第 47 条第 4 項</u>において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第 47 条第 4 項</u>において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割税額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみ</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>なして、第 7 条の規定を適用することができる。</p> <p>第 45 条・第 46 条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 47 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>なして、第 7 条の規定を適用することができる。</p> <p>第 45 条・第 46 条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 47 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第 44 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべ</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人</p>	<p><u>き税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第 45 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。 この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第 44 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第 45 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 48 条～第 145 条 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 当分の間、第 10 条、第 35 条第 2 項、<u>第 44 条第 3 項、第 45 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 79 条第 2 項、第 105 条第 5 項、第 108 条第 2 項、第 138 条第 2 項(第 139 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 139 条第 2 項(第 139 条の 7 において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法<u>昭和 32 年法律第 26 号</u>第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条</u></p>	<p>第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第 48 条～第 145 条 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 当分の間、第 10 条、第 35 条第 2 項、<u>第 44 条第 5 項、第 45 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 79 条第 2 項、第 105 条第 5 項、第 108 条第 2 項、第 138 条第 2 項(第 139 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 139 条第 2 項(第 139 条の 7 において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法<u>昭和 32 年法律第 26 号</u>第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第 47 条</u> に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、<u>同条</u> の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により<u>第 47 条</u>に規定する延滞金の割合を<u>同項</u> に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税</p>	<p>において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第 47 条第 1 項及び第 4 項</u>に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により<u>第 47 条第 1 項及び第 4 項</u>に規定する延滞金の割合を<u>前条第 2 項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 47 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第 47 条に</u> <u>規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条</u> <u>及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第 3 条の 2~第 8 条の 2 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 8 条の 3 略</p> <p>2 略</p>	<p>法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 47 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第 47 条第 1 項</u> <u>及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第 3 条の 2~第 8 条の 2 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 8 条の 3 略</p> <p>2 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
4 法附則第 15 条第 2 項第 7 号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
5~8 略	4~7 略
9 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
10 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
11 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
12~15 略	8~11 略
16 法附則第 15 条の 8 第 4 項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	12 法附則第 15 条の 8 第 2 項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 8 条の 4 略	第 8 条の 4 略
2 略	2 略
3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けよう	

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 土地の所在、地目及び地積</p> <p>(3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</p> <p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安</p>	
	<p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第2項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 1 号<u>口</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項において準用する同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満</p>	<p>定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 12 項第 1 号<u>口</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>5 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 15 項において準用する同条第 8 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 <u>9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完</u>	たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 <u>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完</u>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>10</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>11</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定热损失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定热损失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ</p>	<p>了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>9</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>10</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定热损失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定热损失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ばならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 9 条 次条から附則第 21 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>比準課税標準額 法附則第 17 条第 7 号</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項 (附則第 12 条の場合にあつては法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 15 条の場合にあつては法附則第 19 条の 4 第 3 項において準用する法附則第 18 条第 6 項)</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 前年度分の都市計画税の課税標準額 附則第 18 条の場合にあつては法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項、附則第 19 条の場合にあつては法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項、附則第 20 条の 2 の場合にあつては法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項</p> <p>(平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利</p>	<p>(土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 9 条 次条から附則第 21 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項 (附則第 12 条の場合には _____ 法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 15 条の場合には _____ 法附則第 19 条の 4 第 3 項において準用する法附則第 18 条第 6 項)</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) 前年度分の都市計画税の課税標準額 附則第 18 条の場合には _____ 法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項、附則第 19 条の場合には _____ 法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項、附則第 20 条の 2 の場合には _____ 法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項</p> <p>(平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 9 条の 2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、<u>平成 28 年度分又は平成 29 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成 29 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u></p> <p>第 10 条 宅地等に係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資</p>	<p>用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、<u>平成 31 年度分又は平成 32 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u></p> <p>第 10 条 宅地等に係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について<u>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)</u>第1条の規定による改正前の<u>地方税法</u>(以下「平成29年改正前の法」という。)第349条の3又は平成29年改正前の<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>平成29年改正前の法</u>第349条の3又は平成29年改正前の<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当</p>	<p>産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3又は</u></p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3又は平成29年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3又は平成29年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、</p>	<p>該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法_____第349条の3又は_____附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法_____第349条の3又は_____附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>平成 29 年改正前の法第 349 条の 3 又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u></u></p> <p>第 11 条 地方税法等の一部を改正する法律(<u>平成 27 年法律第 2 号</u>) <u>附則第 18 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税について</u>は、法附則第 18 条の 3(法附則第 21 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分</u></p>	<p>当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第 349 条の 3 又は</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u></p> <p>第 11 条 地方税法等の一部を改正する法律(<u>平成 30 年法律第 3 号</u>) <u>附則第 22 条の規定により、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税について</u>は、法附則第 18 条の 3(法附則第 21 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3又は平成29年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>第13条 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>第13条 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>
第14条 略	第14条 略
第15条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの	第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3 又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3 又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの</p>	<p>各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法 第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法 第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>第 15 条の 2～第 17 条の 2 略 (宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 18 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合に</p>	<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>第 15 条の 2～第 17 条の 2 略 (宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 18 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法_____ 第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は_____ 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合に</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に</p>	<p>は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>おける都市計画税額に満たない場合にあつては、第 1 項の規定にかかるわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</p>	<p>おける都市計画税額に満たない場合には _____、第 1 項の規定にかかるわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 _____ 第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は _____ 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 _____ 第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は _____ 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第 18 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律附則第 18 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3(法附則第 27 条の 4 の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 19 条 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計</p>	<p>じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第 18 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律附則第 22 条の規定により、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3(法附則第 27 条の 4 の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 19 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は</p> <p>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
「画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	「画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
第20条 略	第20条 略
第20条の2 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3(第19項を除く。)又は平成29年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域	第20条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は平成29年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u> は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について <u>平成 29 年改正前の法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地</u> であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る <u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u> は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について <u>法 第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は</u> 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に <u>、</u> 前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第 21 条～第 21 条の 3 略 (特別土地保有税の課税の特例)	第 21 条～第 21 条の 3 略 (特別土地保有税の課税の特例)
第 22 条 附則第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、 <u>平成 29 年改正前の法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は平成 29 年改正前の法附則第 15 条</u> の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して	第 22 条 附則第 10 条各項 の規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、 <u>法 第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して</u>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号及び第 139 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る <u>附則第 10 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額</u> 」とする。	課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号及び第 139 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る <u>附則第 10 条各項</u> に規定する課税標準となるべき額」とする。
2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31</u> 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。	2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から <u>平成 33 年 3 月 31</u> 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。
3~5 略 第 22 条の 2 略 第 23 条~第 28 条 略	3~5 略 第 22 条の 2 略 第 23 条~第 28 条 略

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第12条の2 略 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節 _____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>第1条～第12条の2 略 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第44条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が、 <u>1,250,000円</u> を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 350,000 円にその者の <u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額</u> (<u>その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 210,000 円を加算した金額</u>)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 略 第 15 条～第 19 条 略 (所得控除) 第 20 条 所得割の納稅義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、 <u>所得割</u> <u>の納稅義務者について</u> は、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそ	(1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が、 <u>1,350,000円</u> を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 350,000 円にその者の <u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額</u> (<u>その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 210,000 円を加算した金額</u>)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 略 第 15 条～第 19 条 略 (所得控除) 第 20 条 所得割の納稅義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、 <u>前年の合計所得金額が 25,000,000円以下である所得割の納稅義務者について</u> は、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそ

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第 21 条・第 22 条 略 (調整控除)</p> <p>第 23 条 所得割の納稅義務者</p> <p>については、その者の第 21 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納稅義務者の第 21 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 2,000,000 円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 50,000 円に、当該納稅義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納稅義務者の合計課税所得金額が 2,000,000 円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該</p>	<p>それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第 21 条・第 22 条 略 (調整控除)</p> <p>第 23 条 前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納稅義務者については、その者の第 21 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納稅義務者の第 21 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 2,000,000 円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 50,000 円に、当該納稅義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納稅義務者の合計課税所得金額が 2,000,000 円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
金額が 50,000 円を下回る場合には、50,000 円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額 ア 50,000 円に、当該納稅義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 略	金額が 50,000 円を下回る場合には、50,000 円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額 ア 50,000 円に、当該納稅義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 略
第 23 条の 2～第 26 条 略 (市民税の申告)	第 23 条の 2～第 26 条 略 (市民税の申告)
第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号の者_____は、3 月 15 日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。 ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額	第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。 ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p>	<p>_____るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p>
2 略	2 略
<p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(前2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には_____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には_____、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、 <u>第13条第1項第1号の者</u> のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には <u>_____、第13条第1項第1号に掲げる者</u> のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、 <u>第13条第1項第2号の者</u> に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には <u>_____、第13条第1項第2号に掲げる者</u> に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに <u>第13条第1項第3号又は第4号の者</u> に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には <u>_____、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者</u> に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第28条～第43条の6 略	第28条～第43条の6 略

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定 による<u>申告書</u>を</p> <p>二、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2~9 略</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定 による<u>申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2~9 略</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、 第1項の規定により、<u>納税申告書</u>により行うこととされている法 人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42項及び施行規則で定めるところにより、<u>納税申告書</u>に記載すべ きものとされている事項(次項において「申告記載事項」という。) を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理 組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」と いう。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市 長に提供することにより、行わなければならぬ。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第45条～第98条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p>	<p><u>11</u> 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。</p> <p><u>12</u> 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>第45条～第98条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>(製造たばこの区分)</p> <p><u>第99条</u> 製造たばこの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> <u>紙巻たばこ</u> <u>イ</u> <u>葉巻たばこ</u> <u>ウ</u> <u>パイプたばこ</u> <u>エ</u> <u>刻みたばこ</u> <u>オ</u> <u>加熱式たばこ</u>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(市たばこ税の納稅義務者等)	(2) <u>かみ用の製造たばこ</u> (3) <u>かぎ用の製造たばこ</u> (市たばこ税の納稅義務者等)
<u>第 99 条</u> 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市内の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。	<u>第 99 条の 2</u> 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。
2 略	2 略
第 100 条 略	第 100 条 略 (製造たばことみなす場合) <u>第 100 条の 2</u> 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの)を製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案								
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 たばこ税の課税標準は、<u>第99条第1項</u> の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは<u>消費等</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもつて<u>喫煙用の紙巻たばこの</u> 1 本に換算するものとする。この場合において、<u>製造たばこ代用品</u>の区分については、<u>当該製造たばこ代用品の性状</u>による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ	1 グラム	<p>合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 たばこ税の課税標準は、<u>第99条の2第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは<u>消費等</u>(以下この条及び第105条において「<u>売渡し等</u>」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(<u>加熱式たばこ</u>を除く。)の本数は、<u>紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもつて<u>紙巻たばこの</u> 1 本に換算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ ア 紙巻たばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	(1) 喫煙用の製造たばこ ア 紙巻たばこ	1 グラム
区分	重量								
1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ	1 グラム								
区分	重量								
(1) 喫煙用の製造たばこ ア 紙巻たばこ	1 グラム								

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行		改正案	
イ 葉巻たばこ ア 刻みたばこ	1グラム 2グラム	イ パイプたばこ ア 刻みたばこ	1グラム 2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム	(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム
		<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年</p>	

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を _____ 本数に換算する場合の 計算は、第 99 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻</p>	<p>法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における 計算は、売渡し等 に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 99 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p><u>たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p><u>_____の本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算</u> は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p><u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるも</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(たばこ税の税率)	<u>のとする。</u>
第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
(たばこ税の課税免除)	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
第103条 略	(たばこ税の税率)
2 略	第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、 <u>第99条</u> の規定を適用する。	(たばこ税の課税免除)
第104条 略	第103条 略
(たばこ税の申告納付の手続)	2 略
第105条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、 <u>第99条の2</u> の規定を適用する。
第104条 略	第104条 略
(たばこ税の申告納付の手続)	(たばこ税の申告納付の手続)
第105条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月	第105条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>の初日から末日までの間における<u>第99条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数</u>(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2~5 略</p> <p>第106条~第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条~第3条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者</p>	<p>の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2~5 略</p> <p>第106条~第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条~第3条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>100,000円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に係る同号の条</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
	<u>例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に係る同号の条 例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に係る同号の条 例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>13 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備に係る同号の条 例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>14 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備に係る同号の条 例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>15 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備に係る同号の条 例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>16~19 略</u> <u>20 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。</u> <u>21 略</u>
<u>8~11 略</u> <u>12 略</u> <u>第8条の4~第25条 略</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	<u>第8条の4~第25条 略</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
<u>第26条 略</u> <u>2 略</u>	<u>第26条 略</u> <u>2 略</u>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租稅特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第26条の2～第28条 略</p>	<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租稅特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第26条の2～第28条 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)	第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)
第101条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) 略 4～10 略	第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準) 第101条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) 略 4～10 略
第102条～第145条 略 附 則	第102条～第145条 略 附 則
第1条～第7条の2 略 (読替規定)	第1条～第7条の2 略 (読替規定)
第8条 略 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第39	第8条 略 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第39

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>項、第42項、<u>第44項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>項、第42項、<u>第43項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
第8条の3 略	第8条の3 略
2~17 略	2~17 略
18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。	19 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。
20 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。	20 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、0とする。
21 略	21 略
第8条の4~第28条 略	第8条の4~第28条 略

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第8項において同</p>	<p>第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第8項において同</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ 略 4~10 略 (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u>とする。 第103条~第145条 略</p>	<p>じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ 略 4~10 略 (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u>とする。 第103条~第145条 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同</u>)</p>	<p>第1条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同</u>)</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
4~10 略 (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。	4~10 略 (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,552円</u> とする。
第103条~第145条 略	第103条~第145条 略

宇治市市税条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第100条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第100条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて作成した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号</p>	<p>第1条～第100条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第100条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて作成した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次の各号</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
<p>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の 1 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 99 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する</p>	<p>に掲げる方法により換算した_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合_____における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 99 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第 3 項第 1 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
方法により行うものとする。	方法により行うものとする。
6 略	6 略
7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u>	7 <u>第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u>
8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの <u>第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの <u>第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>
9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	
10 略	9 略
第102条～第145条 略	第102条～第145条 略

宇治市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u> 第102条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第99条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、<u>宇治市市税条例</u> 第102条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>宇治市市税条例第99条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」</p>

宇治市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸販売業者等である場合には市<u>の</u>区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市<u>の</u>区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p> <p>5~12 略</p> <p>13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙</p>	<p>という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸販売業者等である場合には市<u>の</u>区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市<u>の</u>区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p> <p>5~12 略</p> <p>13 平成 31 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙</p>

宇治市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案																								
<p>卷たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>1,262 円</u>とする。</p> <p>14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>卷たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>1,692 円</u>とする。</p> <p>14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第 5 項</td> <td style="width: 25%;">前項・附則第 20 条 第 4 項</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 5 月 2 日</td> <td>平成 31 年 4 月 30 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>平成 28 年 9 月 30 日</td> <td>平成 31 年 9 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 7 項の表以外 の部分～第 8 項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	第 5 項	前項・附則第 20 条 第 4 項	略	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日		第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日	第 7 項の表以外 の部分～第 8 項	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第 5 項</td> <td style="width: 25%;">前項・附則第 20 条 第 4 項</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 5 月 2 日</td> <td></td> <td>平成 31 年 10 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>平成 28 年 9 月 30 日</td> <td>平成 32 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 7 項の表以外 の部分～第 8 項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	第 5 項	前項・附則第 20 条 第 4 項	略	平成 28 年 5 月 2 日		平成 31 年 10 月 31 日	第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 32 年 3 月 31 日	第 7 項の表以外 の部分～第 8 項	略	
第 5 項	前項・附則第 20 条 第 4 項	略																							
平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日																								
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日																							
第 7 項の表以外 の部分～第 8 項	略																								
第 5 項	前項・附則第 20 条 第 4 項	略																							
平成 28 年 5 月 2 日		平成 31 年 10 月 31 日																							
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 32 年 3 月 31 日																							
第 7 項の表以外 の部分～第 8 項	略																								
第 6 条・第 7 条 略	第 6 条・第 7 条 略																								